

# 改定前

## (一社) 愛媛県バスケットボール協会基本規程【抜粋】

### 第2章 会 員

第3条から第8条 省略

(年会費)

第9条 本協会のチーム加盟料及びそのチームに所属する競技者の登録料は次のとおりとする。

〈チーム加盟料〉

単位：円

種 別	日本協会	本協会	合 計
一 般	20,000	10,000	30,000
U 1 8	8,000	4,000	12,000
U 1 5	5,000	2,500	7,500
U 1 2	2,000	1,000	3,000

〈競技者登録料〉

単位：円

種 別	日本協会	本協会	合 計
一 般	2,000	1,000	3,000
U 1 8	1,000	500	1,500
U 1 5	1,000	500	1,500
U 1 2 (10歳～12歳)	800	400	1,200
U 1 2 ( 9歳以下 )	0	400	400

2 各市町バスケットボール協会の加盟料は次のとおりとする。

単位：円

種 別	日本協会	本協会	合 計
各市町	0	10,000	10,000

(加盟チームの権利)

第10条 加盟チームは、次の事項に関する権利を持つ。

- (1) 本協会の組織単位としてその施策に関与すること。
- (2) 本協会、公益財団法人日本バスケットボール協会又は四国バスケットボール協会が主催する競技会に参加すること。ただし、参加については、各競技要項の定めるところによる。

(加盟チームの義務)

第11条 加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協会及び公益財団法人日本バスケットボール協会が定める登録料を納付すること。
- (2) 本協会及び公益財団法人日本バスケットボール協会が定める諸規程を遵守すること。
- (3) 参加する競技会の要項等を遵守すること。

# 改定後

## (一社) 愛媛県バスケットボール協会基本規程【抜粋】

### 第2章 会 員

第3条から第8条 省略

併せて、種別の表示順をJBA規程の並びに改正

(年会費)

第9条 本協会のチーム加盟料及びそのチームに所属する競技者の登録料は次のとおりとする。

〈チーム加盟料〉

単位：円

種 別	日本協会	本協会	合 計
U 1 2	2,000	2,000	4,000
U 1 5	5,000	5,000	10,000
U 1 8	8,000	8,000	16,000
一般 (I種)	20,000	20,000	40,000
一般 (II種)	0	5,000	5,000

〈競技者登録料〉

単位：円

種 別	日本協会	本協会	合 計
U 1 2 (4/1 現在 8 歳以下)	0	800	800
U 1 2 (4/1 現在 9 歳以上)	800	800	1,600
U 1 5	1,000	1,000	2,000
U 1 8	1,000	1,000	2,000
一般 (I種)	2,000	2,000	4,000
一般 (II種)	0	2,000	2,000

2 各市町バスケットボール協会の加盟料は次のとおりとする。

単位：円

種 別	日本協会	本協会	合 計
各市町	0	10,000	10,000

(加盟チームの権利)

第10条 加盟チームは、次の事項に関する権利を持つ。

- (1) 本協会の組織単位としてその施策に関与すること。
- (2) 本協会、公益財団法人日本バスケットボール協会又は四国バスケットボール協会が主催する競技会に参加すること。ただし、参加については、各競技要項の定めるところによる。

(加盟チームの義務)

第11条 加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協会及び公益財団法人日本バスケットボール協会が定める登録料を納付すること。
- (2) 本協会及び公益財団法人日本バスケットボール協会が定める諸規程を遵守すること。
- (3) 参加する競技会の要項等を遵守すること。